

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 5 月 1 8 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 廣瀬 太郎

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 (単 価 契 約) 仔 稚 魚 の 選 別 ・ 計 数 業 務 一 式
- (2) 調 達 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (3) 履 行 期 限 令 和 9 年 3 月 1 9 日
- (4) 履 行 場 所 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (5) 入 札 方 法 入 札 金 額 は、単 価 に 予 定 数 量 を 乗 じ た 合 計 額 を 記 載 す る こと。また、落 札 決 定 に 当 た っ て は、入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 を も っ て 落 札 価 格 と す る の で、入 札 者 は、消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず、見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こと。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3 水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こと。
- (2) 令 和 7 ・ 8 ・ 9 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 「 役 務 の 提 供 等 」 の 業 種 「 調 査 ・ 研 究 」 で 「 A 」 、 「 B 」 、 「 C 」 又 は 「 D 」 い ず れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こと。
- (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び 役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こと。
た だ し、全 省 庁 統 一 資 格 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る 場 合 は、国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こと。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こと。
- (5) 本 業 務 を 履 行 し う る 知 識 ・ 技 術 を 有 す る こと を 証 明 し た 者 で あ る こと。
- (6) 仕 様 書 を 踏 ま え た 実 施 体 制 を 整 備 す る と と も に、第 三 者 に 委 託 す る こと な く 業 務 責 任 者 (査 定 結 果 の 最 終 判 定 を 行 え る 者) を 有 す る こと を 証 明 し た 者 で あ る こと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競 争 参 加 希 望 者 は、以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明 書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等) の 交 付 を 受 け る こと。
- ① 直 接 交 付
神 奈 川 県 横 浜 市 金 沢 区 福 浦 2 - 1 2 - 4
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 水 産 資 源 研 究 所 管 理 部 門 管 理 課 用 度 担 当
電 話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 6 2 9
F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1
- ② 宅 配 便 着 払 い に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 (単 価 契 約) 仔 稚 魚 の 選 別 ・ 計 数 業 務 入 札 説 明 書 宅 配 便 に て 希 望 」 と 記 入 し、社 名、担 当 者 名、住 所、電 話 番 号 を 記 載 の う え、上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こと。
- ③ メ ー ル に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 (単 価 契 約) 仔 稚 魚 の 選 別 ・ 計 数 業 務 入 札 説 明 書 メ ー ル に て 希 望 」 と 記 入 し、社 名、担 当 者 名、メ ー ル ア ド レ ス、電 話 番 号 を 記 載 の う え、上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こと。

4. 入札説明会の日時及び場所等
 仕書等に上記3.アックスメール（アドレス）を記載し、取りとらるる。個人に開する情報であつて特定の等
 5日までに上記3.アックスメール（アドレス）を記載し、取りとらるる。個人に開する情報であつて特定の等
 書に記すこと、同様に、個人に開する情報であつて特定の等
 対し、同様に、個人に開する情報であつて特定の等
 け、同様に、個人に開する情報であつて特定の等
 個人を侵害するおそれがある。個人に開する情報であつて特定の等
 こを伏せ、個人に開する情報であつて特定の等
5. 証明に関する事項
 競争参加者は、上記2.(5)および(6)を証明する
 証明書を提出しなければならない。
 (1) 証明書等
 (2) 提出場所
 (3) 提出期限
 3.①に同じ。
 令和8年5月29日 17時00分
6. 入札の日時及び場所等
 (1) 入札の日時及び場所
 令和8年6月5日 14時00分
 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 横浜庁舎 第1会議室
 (2) 郵便による入札書の
 受領期限及び提出場所
 令和8年6月5日 12時00分
 3.①に同じ。
7. その他
 (1) 契約手続きにおいて
 使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨。
 (2) 入札保証金及び契約保証金
 免除。
 (3) 入札の無効
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札
 書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 (4) 契約書作成の要否
 要。
 (5) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入
 札を行った入札者を落札者とする。
 (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
 書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
 (7) 詳細は入札説明書による。
8. 契約に係る情報の公表
 (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
 相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1とし
 て再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているこ
 と※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開
 発法人水産総合研究センター、統一的な名称を有す
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す
 る者であると認められる者を含む。助言すること等により影響
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲
 げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引
 の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契
 約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び
 ② 当機構との間の取引高

- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 (単価契約) 仔稚魚の選別・計数業務
2. 業務目的 マグロ族魚類及びその他の仔稚魚の分布生態を把握することで、マグロ族魚類の初期生態及び産卵場の海域特性を明らかにすることを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 納品場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎
5. 予定数量 2m リングネットまたはボンゴネットにより採集した魚類のエタノール固定標本
目合 1.0 mm 110 検体
目合 0.334 mm 70 検体
6. 業務期限 令和 9 年 3 月 19 日

7. 業務内容

(1) 標本等の送付

水産資源研究所が令和 8 年 11 月末までに段階的に引き渡す魚類エタノール固定標本及び標本一覧表並びに標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)を請負者に送付する。なお、標本送付にかかる運送費は当所が負担する。

(2) 仔稚魚の選別・計数

原則として仔稚魚の全数を選別、計数する。仔稚魚は、サバ科、その他仔魚(不明種を含む)の 2 つの分類群に選別し、分類群ごとに計数する。ふるい等は使用せず、試料全量を目視あるいは顕微鏡下で直接観察しピンセットやえつき針等を使用して仔稚魚を選別、抜き出すこととする。

(3) 作業終了後の仔稚魚標本等の処理

- ① 計数対象種は、それぞれサンプル瓶(適切なサイズのスクリーバイアル)に新たな 99.5%エタノールで収容する。選別した仔稚魚サンプルは、月ごとに順次 4.納品場所(水産資源研究所 横浜庁舎)宛に返却する。
- ② 仔稚魚選別後の残渣標本については、指定のラベルと共に内容量に応じて標準サンプル瓶 (UM サンプル瓶 50ml、100 ml または 500ml) へ入れ、5%中性ホルマリン溶液で

保存する。500ml の瓶を使った場合でも 1 本に収容出来ない場合、複数本に分けて収容する。標本庫のスペースを効率的に活用するため、できるだけ小容量の瓶を使うこと。

- ③ 標準サンプル瓶の蓋の真ん中にはレーザープリンター等で必要事項を印字したラベルを貼付する。ラベルには採集年月日、船名、観測点名、目合 (1.0 or 0.335mm)、採集器具 (2m リングネット又はボンゴネット)、採集層 (0 m 等)を記載。
- ④ 標本瓶は、標準のコンテナ (50ml と 100ml は三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色、500ml は三菱樹脂・ヒシコンテナ S-24 黄色) に収納する (最大収納本数 50ml: 60 本、100ml:40 本、500ml:18 本)。また、③で標本サンプル瓶の上部に油性のマジックペンで標本の通し番号を記入する。ただし、複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入し、そのことを (1) の標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)に入力すること。採集した航海や船、採集月の異なる標本などが一つのコンテナに混在しても構わない。

コンテナの面積の小さい1側面にはラミクロステープを貼付した上でコンテナ番号を記載すること。

標本およびコンテナに記載した通し番号を、(1) の標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)に入力する。なお、標本およびコンテナの通し番は仮の番号であり、水産資源研究所塩釜庁舎にて最終的な番号を割り振る。その時点で一番下のラベルにもコンテナの番号を記載する。

- ⑤ コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋 (三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 用・黄色) をし、PP バンド (プラスチックバンド) 等で結束した状態で水産資源研究所塩釜庁舎へ送付する。なお蓋については再利用するものとし、塩釜庁舎から請負業者宛に纏めて返送する。元々標本が入っていた瓶は洗浄し、水産資源研究所横浜庁舎または各都県研究機関へ返送する。
- ⑥ 上記①～⑤にて使用する標本瓶やコンテナにかかる費用、および運送費用は請負者が負担すること。

・成果品 同定・計数結果表(定点ごとのサバ科とその他魚類の尾数を入力したエクセル形式のワークシート)を作成の上、水産資源研究所広域性資源部まぐろ生物グループに提出すること。なお、本仕様書で分析を依頼する標本については、標本到着後速やかに分析を開始して可能な限り早く結果をメールで報告すること。

・標本等の返却 仔稚魚標本は水産資源研究所横浜庁舎へ返却する。

残渣標本は塩釜庁舎へ発送する。

元々標本が入っていた瓶とコンテナは、横浜庁舎または各都県研究機関へ返

送する。

8. 特記事項 (1) 水産資源研究所広域性資源部まぐろ生物グループは、成果品について選別漏れ、計数結果の2項目のチェックを行う。また中間チェックのため、12月までに2、3検体分について選別漏れのチェックを行う場合がある。仔稚魚の選別漏れの割合が1検体当たり5%を超える場合は、該当の全サンプルの再検を求めることがある。なお、請負者は当該作業の予定従事者のリスト(選別者と査定者の氏名・年齢・性別・経験年数・雇用形態等)を提出すること。また、記載事項に変更が生じた場合、改訂版を提示すること。
- (2) 作業中に疑義が生じた場合は、担当者と適宜打ち合わせを行い、合意を得た上で作業を進行すること。
- (3) 業務に必要となる資材、運搬等は全て契約締結業者が手配すること。
- (4) 詳細については担当者の指示に従うこと。